

# 第11章 集団事故災害対策

## 第1節 集団事故災害予防計画

---

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、医療機関、催事等の主催者、施設管理者

### 1 計画の方針

祭礼、公営競技、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等による死傷者の発生を防止するため、催事等の主催者及び関係機関が留意すべき事項について定める。

#### (1) 基本方針

催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

#### (2) 各主体の責務

ア 催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

イ 催事等の主催者は、県警察、消防、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

ウ 催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導體制を整備する。

エ 県は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、事故発生時の救助体制の構築を図る。

オ 市町村は、催事等の主催者、施設管理者に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、必要に応じて、消防機関とともに催事等における安全確保体制の構築を図る。

#### (3) 要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、乳幼児や高齢者等に特段の配慮のうえで避難誘導體制を整備する。

### 2 催事等の主催者の役割

(1) 催事等の主催者は、催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

ア 催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置及び警察官、警察署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

イ 主催者による避難誘導體制、消防機関への連絡体制等、事故発生時の初動対

応並びに消防機関と協力した救急・救護体制

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 催事等の主催者は、催事等の実施計画に則し、必要に応じて事前に、警察署、消防機関、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。
- (3) 催事等の主催者は、催事等の会場及び周辺の状況等を勘案のうえ、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。
- (4) 催事等の主催者は、催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

### 3 施設管理者の役割

- (1) 施設管理者は、催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案のうえ、平素から下記の事項の確認及び体制整備を図る。

ア 施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置

イ 事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順、並びに警察署、消防署、海上保安部署等への連絡手順

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 施設管理者は、催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら、警察署、消防機関、海上保安部署、医療機関等と連絡調整を行う。

### 4 催事等の参加者の役割

催事等の参加者は、事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

### 5 市町村の役割

- (1) 主催者等への周知

市町村は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。

ア 催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に管轄の警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等と所要の調整を行うこと。

イ 事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）に通報を行うこと。

- (2) 開催時の支援

市町村は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

### 6 消防機関の役割

- (1) 消防機関は、催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行う

とともに、必要な警戒体制を確保する。

特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、隣接消防機関とも緊密な協力体制の構築を図る。

- (2) 消防機関は、地域の医療機関及び郡市医師会と調整のうえ、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。
- (3) 催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施するうえで必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

## 7 県の役割

県は、市町村又は催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、催事等の開催に際して所要の支援を行う。

## 8 県警察の役割

県警察は、必要がある場合には、集団事故災害の防止を図るため、事前に催事等の主催者及び施設管理者等に対し、集団事故防止に必要な助言、指導を行う。

## 9 海上保安部署の役割

- (1) 海上保安部署は、催事等が海上に及ぶ場合は、事前に主催者から計画書等を提出させ、安全確保対策について指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部は、必要に応じて航行警報又は水路通報を発出し、関係者及び通行船舶に対し行事内容について周知する。
- (3) 海上保安部署は、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、通行船舶の安全を確保する。

## 10 医療機関等の役割

医療機関及び郡市医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

## 11 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 催事等の主催者に対する体制整備の周知
- ・ 事故発生時の連絡体制
- ・ 催事等の開催時における消防機関の活動体制整備

## 第2節 集団事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、医療機関、催事等の主催者等、施設管理者

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

#### (2) 関係機関の活動調整

##### ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

##### イ 合同対策調整会議

催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、催事等の主催者、施設管理者、県警察、消防、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

#### (3) 各主体の役割

##### ア 催事等の主催者

- ・ 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、拡声機等により周辺状況を説明する。
- ・ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- ・ 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。
- ・ 直ちに関係機関に第一報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

##### イ 施設管理者

- ・ 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明する。

- ・ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- ・ 直ちに関係機関に第一報を報告するとともに、催事主催者と協同して、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

#### ウ 催事等の参加者

- ・ 事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡する。
- ・ 主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、要配慮者の避難誘導に協力する。

#### エ 消防機関

- ・ 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集のうえ、迅速に救助活動に着手する。
- ・ 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- ・ 多数の負傷者が発生した場合、医療機関の協力のもと、現場への医療関係者の派遣、並びに搬送先医療機関の確保を的確に行う。

#### オ 県警察

- ・ 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- ・ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ・ 効果的な広報活動により、人心の安定を図る。

#### カ 市町村

- ・ 消防機関とともに、必要に応じて現場での救助活動に協力する。
- ・ 救護所等の設置準備を進める。
- ・ 必要に応じ、県に対して医療・救護活動等の支援要請を行う。
- ・ 催事等の参加者の安否情報の収集活動を行う。

#### キ 県

- ・ 必要に応じて、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を要請する。
- ・ 災害拠点病院等の医療機関と協力し、負傷者の搬送先医療機関の確保にあたりるとともに、新潟DMAT又は県医療救護班の現地への派遣調整に努める。

#### ク 第九管区海上保安本部（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

- ・ 通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- ・ 必要に応じて、県警察、市町村、消防機関に協力を要請する。
- ・ 負傷者が発生した場合、消防機関と協力し医療機関に搬送する。

#### ケ 医療機関等

- ・ 催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び郡市医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入体制を整える。
- ・ 多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

(4) 達成目標

関係機関の協力により、迅速かつ的確な避難誘導措置を実施し、群集の異常行動等による被害の拡大を防止するとともに、負傷者の救護と安否情報の確認を速やかに行う。

(5) 要配慮者への配慮

避難誘導にあたっては、必要に応じて乳幼児、高齢者等の避難経路を他と区分するなど、要配慮者が優先的に会場外に避難できるよう協力を呼びかける。

(6) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 2 情報の流れ

救助活動（事故現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
催事等の主催者、 施設管理者	消防機関、県警察、 第九管区海上保安本部	・ 事故の発生現場、事故の様態 ・ 負傷者、行方不明者等の有無
市町村	県	・ 広域応援の要請 ・ 被害拡大の可能性

救助活動（事故現場へ）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	・ 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣人数

## 3 業務の体系（事故発生後のフロー）

発生直後（或いは発生の兆候が認識された直後）

- |       |                     |
|-------|---------------------|
|       | ① 関係機関への第一報通報       |
| ↓     | ② 主催者等による参加者の避難誘導   |
| 1時間以内 | ③ 消防、県警察による参加者の避難誘導 |
|       | ④ 負傷者の救助、行方不明者の捜索   |
| ↓     | ⑤ 救護所の開設            |
| 3時間以内 |                     |
|       | ⑥ 負傷者の医療機関への搬送完了    |
| ↓     | ⑦ 安否情報の確認           |
| 6時間以内 |                     |

## 4 業務の内容

### (1) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
催事等の主催者、 施設管理者	催事等の参加者に対し周辺状況を説明し、会場内への入場制限措置等を図るとともに、危険箇所からの避難誘導を行う。	消防機関、県警察、 第九管区海上保安本部
消防機関、市町村	周辺状況を確認のうえ、参加者の避難誘導を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。	催事等の主催者、 施設管理者
県警察	周辺状況を確認のうえ、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を行う。	催事等の主催者、 施設管理者
第九管区海上保安本部	巡視艇による行事参加船舶の誘導を行うとともに、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、二次災害の発生防止に努める。	県警察、市町村、 消防機関
県	市町村等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

### (2) 救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関、市町村	会場内における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。 催事等の参加者の安否情報の収集に努める。	催事等の主催者、 施設管理者
県警察	会場内の捜索活動及び負傷者の救出活動を実施する。	催事等の主催者、 施設管理者
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、海上に転落した者の捜索・救助活動を行う。	県警察、市町村、 消防機関
県	市町村等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関、市町村	<p>救護所を開設して負傷者の初期医療活動を行うとともに、負傷者多数の場合は、県に対して医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>負傷者の発生状況に応じ、必要がある場合は医療機関等に対し事故現場への医師の派遣等を要請するとともに、負傷者の搬送先医療機関の確保に努める。</p> <p>救急車等により負傷者の医療機関への搬送を行う。</p>	県、医療機関
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を、巡視船艇等及び航空機により医療機関等へ搬送を行う。	消防機関、医療機関
県	市町村等からの要請に応じて、新潟DMAT及び県医療救護班の派遣調整を行うとともに、災害拠点病院等に対し、負傷者の受入を要請する。	災害拠点病院等の医療機関
医療機関	要請に応じて、医師の派遣に協力する。	災害拠点病院等の医療機関

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 救護所の開設手順
- ・ 避難誘導要員の確保
- ・ 広域応援、医療救護活動等に係る県への要請手順
- ・ 安否情報の収集方法